

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年2月26日(水曜日)

午前 9時30分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時47分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- | | |
|---|--------------|
| ① 水戸市障害福祉サービス事業基準に関することについて | (障害福祉課) |
| ② 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準に関することについて | (障害福祉課) |
| ③ 水戸市障害者支援施設基準に関することについて | (障害福祉課) |
| ④ 水戸市指定障害者支援施設等基準に関することについて | (障害福祉課) |
| ⑤ 水戸市地域活動支援センター基準に関することについて | (障害福祉課) |
| ⑥ 水戸市福祉ホーム基準に関することについて | (障害福祉課) |
| ⑦ 水戸市指定通所支援事業等基準に関することについて | (障害福祉課) |
| ⑧ 水戸市軽費老人ホーム基準に関することについて | (高齢福祉課) |
| ⑨ 水戸市養護老人ホーム基準に関することについて | (高齢福祉課) |
| ⑩ 水戸市特別養護老人ホーム基準に関することについて | (高齢福祉課) |
| ⑪ 水戸市指定居宅サービス事業等基準に関することについて | (介護保険課) |
| ⑫ 水戸市指定介護予防サービス事業等基準に関することについて | (介護保険課) |
| ⑬ 水戸市指定介護老人福祉施設基準に関することについて | (介護保険課) |
| ⑭ 水戸市介護老人保健施設基準に関することについて | (介護保険課) |
| ⑮ 水戸市介護医療院基準に関することについて | (介護保険課) |
| ⑯ 水戸市児童福祉施設基準に関することについて | (子ども課・幼児教育課) |
| ⑰ 水戸市婦人保護施設基準に関することについて | (子ども課) |
| ⑱ 水戸市認定こども園の認定要件に関することについて | (幼児教育課) |
| ⑲ 水戸市幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基準に関することについて | (幼児教育課) |
| ⑳ 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準に関することについて | (生活福祉課) |
| ㉑ 水戸市無料低額宿泊所基準に関することについて | (生活福祉課) |
| ㉒ 水戸市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準に関することについて | (保健所準備課) |
| ㉓ 水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関することについて | (保健所準備課) |
| ㉔ 水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関することについて | (保健所準備課) |

- ②⑤ 水戸市興行場の設置場所の基準等に関することについて (保健所準備課)
- ②⑥ 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関することについて (保健所準備課)
- ②⑦ 水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置に関することについて (保健所準備課)
- ②⑧ 水戸市一般と畜場の構造設備に関することについて (保健所準備課)
- ②⑨ 水戸市女性相談員に関することについて (子ども課)
- ③⑩ 水戸市医療福祉費支給に関することについて (国保年金課)
- ③⑪ 水戸市立小学校, 中学校, 義務教育学校及び幼稚園設置に関することについて (幼児教育課)
- ③⑫ 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関することについて (幼児教育課)
- ③⑬ 水戸市学校施設整備基金に関することについて (学校施設課)
- ③⑭ 水戸市立幼稚園の再編方針について (幼児教育課)

(2) その他

2 出席委員 (7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員 (なし)

4 委員外議員出席者 (4名)

議長	安蔵栄君	議員	中庭次男君
議員	須田浩和君	議員	松本勝久君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務 所 長	大曾根明子君	保健福祉部 副部長兼 福祉事務 所 長	田中誠一君
保健福祉部 技 監	前田亨君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所 長	小林かおり君	保健所準備 課 長	小林秀一郎君

消 防 長	小 泉 直 紀 君	消 防 次 長	石 川 隆 君
消防本部参事	鈴 木 豊 君	消防本部参事	小 林 光 宏 君
北 消 防 署 長	大 内 康 弘 君	南 消 防 署 長	勝 村 俊 則 君
消防総務課長	箕 輪 重 美 君	火災予防課長	櫻 井 祐 一 君
消防救助課長	青 木 剛 君	救 急 課 長	石 田 宏 一 君
教 育 長	志 田 晴 美 君	教 育 部 長	増 子 孝 伸 君
教育委員会 事務局教育部 参 事	橋 義 孝 君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 教育企画課長	三 宅 修 君
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 幼児教育課長	鈴 木 功 君	教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 放課後児童課長	菊 池 浩 康 君
総合教育研究 所 長	萩 谷 孝 男 君	学校管理課長	鎮 目 英 俊 君
学校保健給食 課 長	大 和 敦 子 君	学校施設課長	和 田 英 嗣 君
生涯学習課長	野 澤 昌 永 君	歴史文化財 課 長	白 石 嘉 亮 君
中央図書館長	松 本 崇 君	総合教育 研究所副所長	小 川 佐 栄 子 君

6 事務局職員出席者

議 事 課 長	永 井 誠 一 君	書 記	嘉 成 将 大 君
---------	-----------	-----	-----------

午前 9時30分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は34件でございますが、日程中1から33までの33件につきましては、いずれも第1回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後にしたいと思いますので、御了承願います。

それでは、初めに……

〔「委員長、ちょっとその前にいいですか」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 はい、袴塚委員。

○袴塚委員 今日、かなり案件が多いので、特に執行部の説明の中では改正点を重点的にやっていただいて、県からの継続については従来どおりですから、その点を注意して御説明をいただきたいというふうに思いますので、お取り計らいをお願いします。

○鈴木委員長 今、袴塚委員さんのほうからございましたが、執行部の皆様におかれましては、そのような形で行っていただきたいとします。委員の皆様もよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 では、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、水戸市障害福祉サービス事業基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市障害福祉サービス事業基準に関することにつきまして、障害福祉課提出の資料で御説明をいたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づきまして、障害福祉サービス事業の基準を別表1のとおり定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を別表2のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものにつきましては、別表2の(1)から(12)までのとおりといたします。

では、ページを返していただきまして、2ページを御覧ください。

この条例で定める障害福祉サービス事業は、表の7つのサービスでございます。サービスの提供に当たりまして、施設を必要とするサービスとなっております。

次に、3ページからの別表2の基準省令と水戸市が定める基準でございますが、地域の実情に応じて独自に規定をすることができるものは、その内容を水戸市が定める基準として規定をいたしております。

では、項目につきまして御説明をさせていただきます。

項目(1)の不適切な事業者の排除でございますが、こちらは基準省令に規定はございませんが、水戸市といたしまして、水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないということを規定いたします。

(2)運営規程の項目でございますが、こちらにつきましては、基準省令に加え苦情、相談の窓口及び入退所についての基準を規定するものでございます。

(3)非常災害対策でございますが、こちらにつきましても基準省令に加え、①事業所の立地等から起こり得る非常災害に対する具体的な計画の策定、②計画の定期的な見直し、③非常災害に備えた食料品等の備蓄、④非常災害に備えた地域との連携について規定をいたします。③と④につきましては、茨城県にも同じ規定がございます。

(4)記録文書の保存期限でございますが、こちらにつきましては、基準省令に加えまして、整備をする記録は、その完結の日から5年間保存することとすると規定をいたします。

(5)記録の保管場所でございますが、こちらは基準省令に規定はございませんが、本市が行う帳簿書類の提出もしくは提示の命令等に対し、遅滞なく応じることができる場所に記録を保管することとすると規定をいたします。

(6)成年後見制度の活用の支援でございます。こちらも基準省令に規定はございませんが、必要に応じて利用者の成年後見制度の活用を支援するよう努めることとすると規定をいたします。

(7)口腔衛生の確保でございますが、やはり基準省令に規定はございませんが、口腔衛生の確保の取組を行うよう努めることとすると規定をいたします。

(8)勤務体制の記録でございますが、こちらは基準省令に加えまして、サービス事業所ごとに職員の勤務体制を定め、記録することとするといたします。

5ページをお願いいたします。

(9)身体拘束等を行う場合の利用者・家族への説明につきましては、基準省令に加えまして、身体拘束等を行う場合は、利用者及び家族に対する説明をすることとすると規定をいたします。

(10)住民への説明でございますが、こちらも基準省令に規定はございませんが、事業の開始に当たり、地域住民に対し、サービス提供の内容等についての説明を行い、理解を得るよう努めることとすると規定をいたします。

(11)事故発生時の対応につきましては、基準省令に加えまして、事故発生時における本市への連絡は、書面の提出によることとすると規定をいたします。

ページを返していただきまして、6ページをお願いいたします。

(12)建築物等の法令適合につきましては、基準省令に加え、宿泊型自立訓練事業所の建物が建築物の敷地、構造または建築設備に関する法令に適合しているものであることとすると規定をいたします。こちらにつきましては、茨城県におきましても規定がございます。

(13)その他の基準といたしましては、全て基準省令のとおり定めるものといたします。

1ページへお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

9ページから30ページに条例の条文を、31ページから38ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定障害福祉サービス事業等基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、水戸市指定障害福祉サービス事業等基準に関することにつきまして、障害福祉課提出の資料で御説明をさせていただきます。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づきまして、指定障害福祉サービス事業等の基準を別表1のとおり定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を別表2のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自の基準として定めるものは、別表2の(1)から(15)までのとおりといたします。

では、ページを返していただきまして、2ページを御覧ください。

別表1の指定障害福祉サービス事業等でございますが、指定障害福祉サービス事業等につきましては、以下の1から16までのサービスに加えまして、基準該当障害福祉サービス並びに共生型障害福祉サービスを含むサービスとなっております。

続きまして、4ページをお開き願います。

先ほどの条例に加えまして、水戸市が定める基準として規定いたしますものは、(3)を御覧いただきまして、従業者との雇用契約等の項目でございます。こちらにつきましては、基準省令に規定はございませんが、従業者との雇用契約等の内容につきましては、書面で確認できることとすると規定をいたしております。

続きまして、(4)文書による契約でございます。こちらは、基準省令に加えまして、指定障害福祉サービスの提供に当たり、利用申込者の同意は文書によることとすると規定をいたします。

5ページを御覧いただきまして、(5)保険外サービスの根拠の明示でございますが、こちらは基準省令に加えまして、事業者は、指定障害福祉サービスの提供に付随して提供するサービスの費用の額について、具体的な根拠を明示し、利用申込者の同意は文書によることを要することとすると規定をいたします。

ページを進んでいただきまして8ページをお開き願います。

(15)の協力歯科医療機関の確保でございますが、こちらは基準省令では努力義務となっておりますが、水戸市の基準といたしましては、協力歯科医療機関を定めることを義務付けることとすると規定をいたしております。

なお、その他の項目につきましては、さきに御説明いたしました条例の基準に新たに加えるものはございません。

1ページへお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

13ページから79ページにかけては条例の条文を、81ページから96ページにかけては参照条文

を添付しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市障害者支援施設基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、水戸市障害者支援施設基準に関することにつきまして、障害福祉課提出の資料で御説明をいたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴いまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、障害者支援施設の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自の基準として定めるものは、別表(1)から(13)までのとおりといたします。

ページを返していただきまして、2ページを御覧ください。

別表の基準省令と水戸市が定める基準でございますが、これまで御説明いたしました条例の基準に加えまして、新たに加える項目はございません。

1ページへお戻りいただきまして、3の施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

なお、9ページから23ページに条例の条文を、25ページから28ページにかけまして参照条文を添付しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定障害者支援施設等基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、水戸市指定障害者支援施設等基準に関することにつきまして、障害福祉課提出の資料で御説明をいたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、指定障害者支援施設等の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、指定障害者支援施設等の人員及び設備、運営に関する基準を別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自の基準として定めるものにつきましては、別表(1)から(15)までのとおりといたします。

ページを返していただきまして、2ページをお開き願います。

別表といたしまして、基準省令と水戸市が定める基準でございますが、これまで御説明いたしました条例の基準に新たに加えるものはございません。

1ページへお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、9ページから27ページにかけまして条例の条文を、29ページから35ページに参照条文を添付しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 平澤障害福祉課長、すみません、今のところの主な制定内容の1行目のところですけども、「基準に関する」というのを2回繰り返していますので、これを次回までには訂正をお願いしたいと思えます。制定理由の「関する基準に」というのを省いていただいて、「関する基準を」ということで。

○平澤障害福祉課長 はい。申し訳ございません。主な制定内容の箇所でございますが、訂正をさせていただきます。

○鈴木委員長 委員の皆様も訂正のほうよろしくお願いいたします。

次に、水戸市地域活動支援センター基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、水戸市地域活動支援センター基準に関することにつきまして、障害福祉課提出の資料で御説明をいたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、地域活動支援センターの基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自の基準として定めるものは、別表(1)から(10)までのとおりといたします。

ページを返していただきまして、2ページをお開き願います。

別表といたしまして、基準省令と水戸市が定める基準でございますが、これまで御説明をいたしました条例の基準に新たに加えるものはございません。

1ページへお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、7ページから10ページにかけまして条例の条文を、11ページから12ページに参照条文を添付しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市福祉ホーム基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、水戸市福祉ホーム基準に関することにつきまして、障害福祉課提出の資料で御説明をいたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、福祉ホームの基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を別表のとおり定めるもので

ございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自の基準として定めるものは、別表(1)から(11)までのとおりといたします。

ページを返していただきまして、2ページをお開き願います。

別表といたしまして、基準省令と水戸市が定める基準でございますが、こちらもこれまで御説明いたしました条例の基準に新たに加えるものはございません。

1ページへお戻りいただきまして、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、7ページから10ページに条例の条文を、11ページから12ページに参照条文を添付しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定通所支援事業等基準に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 続きまして、水戸市指定通所支援事業等基準に関することにつきまして、障害福祉課提出の資料で御説明をいたします。

1の制定理由でございますが、中核市への移行に伴いまして、児童福祉法の規定に基づき、指定通所支援事業等の基準を別表1のとおり定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を別表2のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自基準として定めるものは、別表2の(1)から(12)までのとおりといたします。

ページを返していただきまして、2ページを御覧いただきます。

別表1の指定通所支援事業等でございますが、指定通所支援事業等とは、以下の1から5までのサービスに加えまして、基準該当通所支援や共生型通所支援を含むサービスでございます。3ページから別表2といたしまして、基準省令と水戸市が定める基準を掲載してございますが、こちらにつきましてもこれまで御説明した条例の基準に新たに加えるものはございません。

1ページへお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、9ページから37ページにかけまして条例の条文を、39ページから46ページにかけまして参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市軽費老人ホーム基準に関することについて、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 それでは、水戸市軽費老人ホーム基準に関することにつきまして、高齢福祉課提出の

資料により御説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市への移行に伴い、軽費老人ホームの基準について必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、人員、設備及び運営に関する基準について、次ページの別表のとおり定めるものでございます。基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表の(1)から(12)のとおり定め、基準省令に従い定めるもの及び基準省令を標準として定めるものにつきましては、当該基準省令のとおりとしております。

それでは、2ページ別表中、障害福祉課所管条例関係の項目と重複していない項目についてのみ説明させていただきます。

まず、(6)の事務室につきましては、入所者へサービス提供する場所と明確に区画することとしております。

続きまして、(10)定員超過の報告につきましては、基準省令に加えまして、災害等やむを得ず定員超過になる場合には、速やかに市長に報告することとしてございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、5ページから15ページに条文の案文を、17ページに参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく御説明いたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市養護老人ホーム基準に関することについて、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 それでは、水戸市養護老人ホーム基準に関することにつきまして、高齢福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市への移行に伴い、養護老人ホームの基準について必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、人員、設備及び運営に関する基準について、次ページの別表のとおり定めるものでございます。基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表の(1)から(14)のとおり定め、基準省令に従い定めるもの及び基準省令を標準として定めるものにつきましては、当該基準省令のとおりとしてございます。

それでは、2ページ別表中、これまでの項目と重複していない項目について御説明いたします。

(7)の移動の円滑化につきましては、円滑な移動に配慮するとともに、居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、エレベーターを設けることを基本といたします。ただし、傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときには、この限りでないとしております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

次に、5ページから16ページにつきまして条文の案文を、17ページは参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市特別養護老人ホーム基準に関することについて、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 水戸市特別養護老人ホーム基準に関することにつきまして、高齢福祉課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市への移行に伴い、特別養護老人ホームの基準について必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、人員、設備及び運営に関する基準について、次ページの別表のとおり定めるものでございます。基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものは、別表の(1)から(14)のとおり定め、基準省令に従い定めるもの及び基準省令を標準として定めるものにつきましては、当該基準省令のとおりとしてございます。

それでは、2ページ別表中、これまでの項目と重複していない項目についてのみ御説明いたします。

(6)の食堂・機能訓練室につきましては、部屋の面積から調理台、洗面器等の設置面積を除きまして、その残りの面積が3平方メートルに入所定員を乗じた面積以上あることというように規定してございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

次に、5ページから33ページにつきましては条文の案文を、35ページには参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定居宅サービス事業等基準に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、水戸市指定居宅サービス事業等基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明させていただきます。

まず、1の制定理由でございます。中核市移行に伴い、指定居宅サービス事業等の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を3ページ以降からの別表2のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自基準として定めるものにつきましては、別表2の(1)から(22)までのとおりでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

2ページ以降について御説明申し上げます。2ページをお願いします。

こちら指定居宅サービス事業でございます。要介護認定を受けた方が受けられる12のサービスでございます。また、3ページ以降は、基準省令と水戸市が定める基準について記載してございますが、これまでの説明と重複しない部分について御説明いたします。

(1)地域のさまざまな団体・施設等との連携につきましては、基準省令に加え、連携するよう努めるべき対象に地域包括支援センター、ボランティア団体等を規定するものでございます。

ページを返していただきまして、4ページをお願いいたします。

(6)のトイレの仕様でございます。国の基準省令には規定はございませんが、水戸市の規定といたしまして、利用者の使用に適したものであることと規定させていただきます。

なお、13ページ以降に条文が、また111ページ以降に参照条文を記載してございますので、御参照ください。

説明は以上ですが、本件につきましては、令和2年第1回定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定介護予防サービス事業等基準に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、水戸市指定介護予防サービス事業等基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明申し上げます。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、指定介護予防サービス事業等の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を3ページ以降の別表2のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自基準として定めるものは、別表2の(1)から(22)までのとおりでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

2ページにつきましては、指定介護予防サービスにおきまして、要支援認定を受けている方が受けられる10のサービスを記載してございます。3ページ以降の基準省令と水戸市が定める基準につきましては、これまでの説明と重複する部分のみでございますので、説明は省略させていただきます。

なお、13ページ以降に条文を、105ページ以降に参照条文を記載してございますので、御参照ください。

説明は以上でございます。本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市指定介護老人福祉施設基準に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 次に、水戸市指定介護老人福祉施設基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明申し上げます。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、指定介護老人福祉施設の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自基準として定めるものにつきましては、別表(1)から(19)までのとおりでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

2ページをお願いいたします。

こちら基準省令と水戸市が定める基準でございますが、これまでの説明と全て重複するところがございますので、説明は省略させていただきます。

また、9ページ以降に条文を、31ページ以降に参照条文を記載してございますので、御参照ください。

説明は以上ですが、本件につきましては、令和2年第1回定例会に議案として提出を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 次に、水戸市介護老人保健施設基準に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 次は、水戸市介護老人保健施設基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明申し上げます。

1の制定理由でございます。中核市移行に伴い、介護老人保健施設の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自基準として定めるものにつきましては、別表(1)から(20)までのとおりでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

2ページをお願いいたします。

こちらも基準省令と水戸市が定める基準でございますが、これまでの説明と重複する部分でございますので、説明は省略させていただきます。

また、9ページ以降に条文を、33ページ以降に参照条文を記載してございますので、どうぞ御参照ください。

説明は以上ですが、本件につきましては、令和2年第1回定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 次に、水戸市介護医療院基準に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 水戸市介護医療院基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明申し上げます。

1の制定理由は、中核市移行に伴い、介護医療院の基準を定めるものでございます。

主な制定内容につきましては、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を、次ページからの別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令を参酌し定めるもの及び本市独自基準として定めるものは、別表の(1)から(20)までのとおりでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日からといたしております。

2ページをお願いいたします。

こちらの基準省令と水戸市が定める基準につきましても、これまでの説明と重複するところがございますので、説明は省略させていただきます。

なお、9ページ以降に条文を、31ページ以降に参照条文を記載してございますので、御参照ください。

説明は以上ですが、本件につきましては、令和2年第1回定例会に議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市児童福祉施設基準に関することについて、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、水戸市児童福祉施設基準に関することについて、子ども課及び幼児教育課提出の資料により御説明申し上げます。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、児童福祉施設のうち中核市が事務処理を行うものとされております助産施設、母子生活支援施設及び保育所の基準について必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、設備及び運営に関する基準を、次ページからの別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令に従い定めるもののほか、基準省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものにつきましては、別表(1)から(6)までのとおりといたします。

2ページをお開き願います。

別表にまとめてございますが、さきに説明いたしました項目と重複しないものにつきましては2つございます。

まず、(1)の最低基準と児童福祉施設につきましては、省令では最低基準を超えて、常に設備、運営を向上させなければならないとするところ、県と同様に、努めなければならないとしてございます。その理由は、保育所について、中核市移行前の対象施設に対する考え方を踏襲する必要があるためでございます。また、(6)の保育時間及び開園時間につきましては、保育所において、基準省令では保育時間について規定しているところ、これに加えて開園時間についても規定するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

なお、5ページから14ページにかけましては条文を、15、16、17ページには参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上ですが、本件は、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市婦人保護施設基準に関することについて、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 続きまして、水戸市婦人保護施設基準に関することについて、子ども課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、婦人保護施設の基準について必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、設備及び運営に関する基準について、省令に従い定めるもののほか、省令を参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものについて、次ページの別表(1)から(4)までのとおりといたします。

いずれも、これまでに説明した項目と重複してございますので、説明は省かせていただきます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

なお、5ページから9ページについては条文を、11、12ページには参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上ですが、本件は、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出を予定しております。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市認定こども園の認定要件に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 それでは、水戸市認定こども園の認定要件に関することにつきまして、幼児教育課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由でございますが、中核市移行に伴い、幼保連携型認定こども園を除く認定こども園の認定要件を定めるものでございます。

主な制定内容でございますが、認定こども園の認定要件につきましては、基準告示を参酌し定めるものと、本市独自の基準として定めるものがございます。

2ページの別表の(1)から(4)が水戸市独自の内容となります。これまで説明してきたものと重複するものは省略させていただきますが、(2)から(4)までは茨城県の基準と同様でございますので、説明のほうは省略させていただきたいと思えます。

なお、3ページから8ページまでは条文案を、9ページから10ページは参照条文を添付してございますので、お目通し願います。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日といたします。

本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 それでは、水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び

運営に関する基準に関することにつきまして、幼児教育課提出の資料により説明いたします。

1の制定理由でございますが、中核市移行に伴い、幼保連携型認定こども園の基準を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準につきましては、基準省令を参酌し定めるものと、本市の独自の基準として定めるものがございます。

2ページの別表の(1)から(4)が水戸市独自の内容となります。これまでの説明と重複するものは省略させていただきますが、(2)の位置及び施設に関する一般的基準、こちらのほうは基本的には茨城県と同様でございますが、一部文言の修正をしてありますので、水戸市が定める基準としております。

(3)の園舎に備えるべき設備につきましては、茨城県条例と同様でございます。

(4)でございますが、第11条といたしまして、教育及び保育を行う時間等でございますが、基準省令に加え、開園時間を1日につき11時間とすることを原則といたします。

1ページにお戻りいただき、3の施行期日につきましては、令和2年4月1日といたします。

4ページから8ページには条文案を、9ページから10ページにつきましては参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準に関することについて、執行部から説明願います。

櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 それでは、水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準に関することについて、生活福祉課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、保護施設等の基準を定めるものでございます。

次に、2の主な制定内容につきましては、保護施設等の事業の設備及び運営に関する基準を、次ページ以降の別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令に参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものについては、別表(1)から(19)までのとおりとします。

次に、3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

ページを返していただきまして、2ページの別表、基準省令と水戸市が定める基準を御覧ください。

基準省令と水戸市が定める基準の比較を記載しておりますが、これまでの説明に含まれなかった項目のみ説明させていただきます。

まず、(5)事故防止対策につきましては、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講じるよう努めることとするものです。

(9)生活指導等につきましては、基準省令に加え、入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ採暖その他適切な措置を講ずることとしており、茨城県と同じ内容でございます。

なお、これから申し上げる項目についても茨城県と同じ内容となっております。

(13) 医療保護施設の運営につきましては、医療法その他医療に関する法令に基づき、適切な運営を行うこととするものです。

(14) 社会福祉法に基づく授産施設の規模につきましては、20人以上の人員を利用させることができる規模を有することとするものです。

(15) 設備の基準につきましては、①作業室から⑥事務室までの設備を設けることとするものでございます。

(16) 職員の配置基準につきましては、施設長及び作業指導員を置くこととするものでございます。

(17) 工賃の支払いにつきましては、利用者には、事業収入の額から事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払うこととするものです。

(18) 自立指導につきましては、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行うこととするものです。

(19) 衛生管理等につきましては、利用者の使用する設備、食器等及び引用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生やそれが蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めることとするものでございます。

次に、7ページから16ページに条文を、17ページから19ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市無料低額宿泊所基準に関することについて、執行部から説明願います。

櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 水戸市無料低額宿泊所基準に関することについて、生活福祉課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の制定理由につきましては、社会福祉法の改正により、令和2年4月1日から都道府県、政令指定都市及び中核市が無料低額宿泊所の基準を定めることとなるため、中核市移行に伴い、無料低額宿泊所の基準を定めるものでございます。

次に、2の主な制定内容につきましては、無料低額宿泊所の事業の設備及び運営に関する基準を次ページ以降の別表のとおり定めるものでございます。

なお、基準省令に参酌し定めるもの及び本市の独自基準として定めるものについては、別表(1)から(10)までのとおりとします。

次に、3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

ページを返していただきまして、2ページの別表、基準省令と水戸市が定める基準を御覧ください。

基準省令と水戸市が定める基準の比較を記載しておりますが、これまでの説明に含まれなかった項目のみ説明させていただきます。

まず、(3)職員等の資格要件につきましては、基準省令に加え、無料低額宿泊所の職員その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、水戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者であってはならないこととするものです。

(7)居室の床面積につきましては、1の居室の床面積（収納設備を除く）は、7.43平方メートル以上とするものです。

次に、5ページから14ページに条文を、15ページから16ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただき予定でございますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 水戸市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準に関することについてでございますが、保健所準備課提出資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、診療所に関する事務を実施するため、医療法第18条の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、診療所における専属の薬剤師の配置基準について、第2条で規定しております。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

2ページを御覧ください。

第2条でございますが、専属の薬剤師の配置が必要な診療所について、医師が常時3人以上勤務する診療所としており、県と同様の内容となっております。

説明は以上でございます。参照条文等につきましては、後ほどお目通し願います。

なお、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に提出させていただき予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関することについてでございますが、保健所準備課提出資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市への移行に伴い、食品衛生法第50条第2項の規定に基づき、営業施設の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を定めるものです。

2の主な制定内容としましては、営業施設が衛生上講ずべき措置基準について、第3条並びに別表第1及び別表第2に示しております。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

2ページを御覧ください。

第3条の衛生上講ずべき措置基準につきましては、危害分析・重要管理点方式、いわゆるHACCPを用いる営業所については別表第1を、用いない営業所については別表第2の基準を適用するという内容のもの

で、県と同様のものとなっております。

なお、本条例につきましては、今後、令和2年6月1日に食品衛生法の一部が改正され、1年間の猶予期間を経て令和3年6月1日から条例から法律による措置基準が適用されることから、付則において法の一部改正に伴う経過措置と本条例の令和3年5月31日失効について規定をしております。

説明は以上でございます。参照条文につきましては後ほどお目通し願います。

なお、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に提出させていただき予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関することについてでございますが、保健所準備課提出資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市への移行に伴い、食品衛生法施行令8条第1項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、食品衛生検査施設の設備に関する基準について第2条で、職員の配置に関する基準について第3条で、それぞれ必要な事項を定めております。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

2ページを御覧ください。

第2条の検査を正確に実施するために必要となる設備基準として、第1項に検査室等、第2項に検査機器類を規定するもので、規定等の内容につきましては県と同様となっております。

説明については以上でございます。参照条文につきましては後ほどお目通し願います。

なお、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に提出させていただき予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市興行場の設置場所の基準等に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 水戸市興行場の設置場所の基準等に関することについてでございますが、保健所準備課提出資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、興行場に関する事務を実施するため、興行場法第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づき、興行場の設置場所の基準等を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、興行場を設置する場所の基準について第3条、構造上講ずべき設備の基準について第4条、衛生上講ずべき措置の基準について第5条、設置場所の基準の緩和等について第6条に規定しております。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

なお、本条例の規定につきましては、これまで県の条例に基づき行われた事務となっており、規定等の内容につきましては一部文言等の調整を行ったのみで、同様の内容となっております。

また、興行場の定義につきましては、5ページを御覧ください。

興行場法、抜粋の第1条でございますが、興行場とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、または聞かせる施設をいっております。

説明については以上でございます。参照条文等につきましては後ほどお目通し願います。

なお、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に提出させていただき予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関することについてでございますが、保健所準備課提出資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、公衆浴場に関する事務を実施するため、公衆浴場法第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所の配置及び営業者が講じなければならない措置の基準を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、(1)の普通公衆浴場の配置場所の配置基準について第3条で、(2)の普通公衆浴場の公衆衛生上の措置基準について第4条で、(3)の普通公衆浴場以外の公衆浴場の措置基準について第5条で、(4)の共通の措置基準につきましては第6条で、(5)の衛生等の基準の特例については第7条に規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

なお、本条例の規定につきましては、これまで県の条例に基づき行われてきた事務となっており、規定等の内容につきましては、一部文言等の調整を行ったのみで同様の内容となっております。

説明は以上でございます。参照条文等につきましては後ほどお目通し願います。

なお、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に提出させていただき予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置に関することについてでございますが、保健所準備課提出資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、クリーニング所に関する事務を実施するため、クリーニング業法第3条第3項第6号の規定に基づき、クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、営業者が講ずべき衛生上の措置について第3条に規定するものです。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

なお、本条例の規定につきましては、これまでは県の条例に基づき行われてきた事務となっており、規定

等の内容につきましては、一部文言等の調整を行ったのみで同様の内容となっております。

説明につきましては以上でございます。参照条文等につきましては後ほどお目通し願います。

なお、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に提出させていただく予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市一般と畜場の構造設備に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 水戸市一般と畜場の構造設備に関することについてでございますが、保健所準備課提出資料により説明いたします。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、屠畜場に関する事務を実施するため、と畜場法施行令第1条第11号の規定に基づき、一般屠畜場の構造設備を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、一般屠畜場の構造設備について第3条に規定しております。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

また、本条例の規定につきましては、これまで県の条例に基づき行われてきた事務となっており、規定等の内容につきましては、一部文言等の調整を行ったのみで同様の内容となっております。

なお、屠畜場及び一般屠畜場の定義につきましては、資料の3ページを御覧ください。

と畜場法の抜粋を載せてございます。そちらの第3条のところに、屠畜場について、食用に供する目的で獣畜を屠殺し、または解体するために設置された施設ということで、獣畜につきましては、牛、馬、豚、めん羊、山羊等になります。また、一般屠畜場につきましては、通例として生後1年以上の牛もしくは馬または1日に10頭を超える獣畜を屠殺し、または解体する規模を有する施設というふうな定義づけになっております。

説明につきましては以上でございます。参照条文等につきましては、後ほどお目通し願います。

また、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に提出させていただく予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市女性相談員に関することについて、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 水戸市女性相談員に関することについて、子ども課提出資料により御説明いたします。

1の廃止理由につきましては、本市における令和2年度からの会計年度任用職員制度の実施に伴い、女性相談員が特別職非常勤職員から一般職の会計年度任用職員に移行することとなることから、水戸市女性相談員条例を廃止するものでございます。

2の施行期日は、令和2年4月1日です。

参考といたしまして、3ページに現行の条例を記載しておりますので、お目通し願います。

なお、業務内容等はこれまでと同様であり、別途規則等で規定してまいる予定でございます。

説明は以上ですが、本件は、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出を予定しております。よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市医療福祉費支給に関することについて、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 水戸市医療福祉費支給に関することにつきまして、国保年金課提出資料により御説明いたします。

1の改正理由は、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりの一環といたしまして、子どもに係る医療福祉費の支給対象の拡充を図るため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、15歳から18歳までの子どもに係る医療福祉費につきまして、現在の入院医療に加え、外来などの入院以外の医療につきましても、本人または父もしくは母等の所得金額にかかわらず支給の対象とするものでございます。

3の施行期日は、令和2年10月1日とするものでございます。

ページを返していただきまして、2ページ、3ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置に関することにつきまして、幼児教育課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、五軒幼稚園につきましては園児数の減少が顕著でありまして、令和2年度は5歳に上がる園児と新4歳児の入園者がなく、令和2年度の園児がゼロとなることから、水戸市立幼稚園の再編方針に基づきまして、五軒幼稚園を廃止するために関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、裏面2ページの別表中、水戸市立五軒幼稚園の項を削除するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日といたします。

本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関することにつきまして、幼児教育課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)といたしまして、新旧対照表の8ページのほうをお開き願いたい

と思います。第13条第4項第3号の食事の提供に要する費用の取扱いの変更でございますが、幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた給食費について、事業者が保護者から徴収することができる費用に加えるものでございます。ただし、満3歳以上の教育・保育給付認定の子どものうち、低所得者世帯及び第3子以降の子どもに対する副食費や保育料が無料とならない3歳未満児保育認定子どもに対する食事代につきましては除くものでございます。

次に、(2)から(5)につきましては、特定地域型保育事業を行う者に求められる特定教育・保育施設等との連携について、認可基準における連携の要件が緩和されたことに伴う改正でございます。

(2)でございますが、新旧対照表の19ページをお開き願います。

特定教育・保育施設との連携で追加になる部分でございますが、第42条第2項及び第3項を追加いたします。内容につきましては、特定地域型保育事業を行う者は、特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定保育事業に代わって保育を継続的に提供する代替保育を行う事業所を連携施設として適切に確保しなければなりません。連携施設は、保育所、幼稚園及び認定こども園としておりますが、連携施設の確保が著しく困難な場合は、小規模保育事業所も連携協力施設として追加できることになりました。

(3)でございますが、新旧対照表20ページをお開き願います。

第42条第4項及び第5項を追加いたします。特定地域型保育事業を行う者は、その卒園後の受皿を提供する保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として適切に確保しなければなりません。連携施設の確保が著しく困難な場合は、これを適用しないことができ、その際には、卒園後の受皿の提供に係る連携協力者として企業主導型保育施設又は認可外保育施設を確保することが義務づけられます。

(4)でございますが、新旧対照表21ページをお開き願います。

第42条第8項を追加いたします。3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者については、連携施設の確保を不要といたします。

(5)でございますが、新旧対照表28ページをお開き願います。

付則といたしまして、連携施設に関する経過措置といたしまして、連携施設を確保しないことができる経過期間を5年から10年に延長するものでございます。

そのほかに、子ども・子育て支援法の改正による文言の修正がございますが、主にこれまで支給認定と言っていた文言を教育・保育支給認定とすることなどの文言の修正がほとんどでございます。

1ページにお戻りいただき、3の施行期日につきましては、公布の日といたします。

4の特定教育・保育施設及び特定地域型事業の運営に関する基準の経過措置といたしまして、2の(1)食事の提供に要する費用の取扱いに関する改正部分につきましては、新運営基準の施行日である令和元年10月1日から1年以内は新基準を当該市町村の条例で定める基準とみなすことといたします。

説明は以上でございます。本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市学校施設整備基金に関することについて、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 続きまして、水戸市学校施設整備基金に関することにつきまして、学校施設課提出の

資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、国の補助を受けて整備した建物等を、その耐用年数に応じて定められた処分制限期間が経過する前に処分する場合、原則として、当該建物等の整備に充てた補助金を国に返還し、担当大臣の承認を得なければならないものとされております。ただし、国の補助を受けて整備いたしました学校施設を処分制限期間が経過する前に有償で貸与等をする場合には、使途を学校施設の整備に限定した特別な基金を設置し、そこに積み立てることで、本来であれば国へ返還すべき補助金を返還しなくてもよいものとされております。つきましては、この制度を利用するため、当該基金の設置等に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

2の制定内容でございますが、基金の設置の趣旨、積立て、管理、処分等につきまして規定いたします。

3の施行期日につきましては、公布の日といたします。

次ページ以降は、水戸市学校施設整備基金条例案及び参照条文となっております。後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。本件につきましては、令和2年第1回水戸市議会定例会に議案として提出させていただきますと予定でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より、資料請求がございましたら発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは……

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 大変申し訳ございません。先ほど、報告事項4番のところ、水戸市指定障害者支援施設等基準に関するにつきまして御説明を申し上げましたが、障害福祉課作成資料に誤りがございまして、訂正させていただきましたが、御説明の内容が不十分でしたので、改めて御説明をさせていただきます。

資料中、2の主な制定内容でございますが、資料におきましては、指定障害福祉サービス事業等と掲載をしておりますが、指定障害者支援施設等の誤りでございます。また、「この人員、設備及び運営に関する基準」のところを重ねての表記となっておりますので、1つ目につきましては削除させていただきます。確認が至らず、大変申し訳ございませんでした。

○鈴木委員長 よろしいでしょうか。

それでは、資料の請求はございませんので、次に、水戸市立幼稚園の再編方針について、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 それでは、水戸市立幼稚園の再編方針につきまして、幼児教育課提出の資料によりご説明させていただきます。

資料1ページをお開きいただきたいと思います。

1の方針策定の趣旨でございますが、近年の共働き世帯の増加に伴う保育需要の増大や、昨年10月から実施されました3、4、5歳児を対象とする幼児教育・保育の無償化などにより、保育所や認定こども園へ

の入園希望者が増加している状況でございます。

一方で、4歳、5歳児を対象とする2年保育の市立幼稚園の入園希望者は、少子化が進行する中、さらに減少することが見込まれ、集団保育による学びや保育需要の増大に対応した施設の在り方が課題となっております。

また、保育所待機児童の解消に向け整備を進めてまいりましたゼロ、1、2歳を対象に保育を行う小規模保育施設21か所からの3歳児の卒園児の受皿確保も課題となっております。

また、平成29年度には、保護者、子育て支援団体や幼児教育・保育施設の関係者、学識経験者等で組織した水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会の提言を受け、市立幼稚園の園児数の減少に対応し、認定こども園への移行を含めた再編や特別な支援を必要とする子どもの受入れなど、公立が担うべき役割に重点を置いた運営について、これまで様々な検討を重ねてまいりました。

本方針は、関連計画と整合性を図りつつ、就学前の子どもに対し、より質の高い教育・保育環境を提供するため策定するものでございます。

2ページをお開きください。

本市の現状と課題でございますが、(1)の出生数の推移につきましては、2010年から2017年まではほぼ横ばいでしたが、2018年から減少し、2019年には2,129人と減少傾向にございます。

(2)の幼稚園の園児数の推移でございますが、市立、私立とも減少傾向にあります。特に市立幼稚園については、10年前と比較し著しく減少が見られております。また、私立幼稚園については、14園の幼稚園のうち10園が認定こども園、幼稚園型認定こども園のほうに移行しております。

3ページをお開きください。

幼稚園の定員と園児数の状況でございますが、市立幼稚園の定員に対する入園している園児数の割合である充足率は、年々減少してきておりまして、令和元年度は35%まで下がっております。園児数20人未満と著しく少ない幼稚園は、集団による学びの観点から4歳、5歳を合同で保育する複式学級としておりますが、その数は毎年増え、令和元年度は5園となっております。表の網かけの園が複式学級となっている幼稚園でございます。

一方、私立幼稚園につきましては、充足率は95.9%、幼稚園型認定こども園については88.1%、幼保連携型認定こども園につきましては93%と高い充足率を保っている状況でございます。

4ページをお開きください。

令和2年度の市立幼稚園の入園見込みでございますが、令和元年12月末現在の状況でございますが、新4歳児の申込み状況と進級する新5歳児を合わせますと、440人となる見込みであります。令和元年度と比べ80人減少し、充足率は30%を切りまして29.6%となる見込みでございます。園児数が20人未満で複式学級となる幼稚園は3園増加し、8園となる見込みでございます。いずれの園も満4歳児の申込みは1桁台で、申込みのない幼稚園もあります。五軒幼稚園につきましては、園児数がゼロとなってしまいます。

今後も少子化の進行や無償化の影響によりまして、園児数はさらに減少することが見込まれ、集団生活や

幼稚園の活動の中で子ども同士が学び合い、育ち合うことができにくくなっていることが課題となっております。

5ページをお開きください。

令和元年度の市立小学校新入学児童の出身の在籍施設の一覧でございます。

市内には市立幼稚園19園、私立幼稚園4園、私立認定こども園13園、市立保育所13か所、私立保育所43か所、合計93か所がございますが、私立認定こども園と私立保育所からの入学が多く、どちらも約30%ずつを占めているような状況でございます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

(4)の通級指導教室に通園している園児数の推移でございますが、水戸市では、浜田幼稚園、常磐幼稚園、緑岡幼稚園で通級指導教室「ことば・こころの教室」を設置しまして、言語や情緒面で発達に何らかの不安があると思われる4歳、5歳児を対象として、通級により集団生活に必要な態度や生活習慣、知識などを養い、調和の取れた発達を促す指導を行っております。

通園している人数は年々増加し、ここ3年間は280人余りであります。その指導回数につきましては、月一、二回となっております、10年前と比較し半分以上となっている状況でございます。今後の施設の増設や職員の増員など、体制の強化が課題となっております。また、通所している児童の7割は私立の幼稚園、保育所及び認定こども園からの児童となっております。

7ページをお開きください。

市立幼稚園の施設の状況でございますが、全幼稚園とも空調設備等の整備が完了しており、築40年を超える施設もありますが、耐震性も満たしております。

なお、市立幼稚園は2年保育を前提としているため、その6割は保育室が2教室以下となっております。

8ページをお開きください。

小規模保育事業の状況でございますが、保育所待機児童の約8割が3歳未満児であることから、待機児童解消のためゼロ、1、2歳を対象とする小規模保育事業の整備を進め、現在21か所の小規模保育施設がございます。

今後、3歳到達により小規模保育事業施設からの卒園児童の増加が見込まれます。その受皿といたしまして、保育所や幼稚園型認定こども園が連携施設となっておりますが、市立幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行することにより、その連携施設として加わることは、保育所待機児童の解消の有効な一つの手だてとなると考えております。

9ページをお開きください。

市立幼稚園の今後の方向性（再編方針）でございますが、水戸市幼児教育振興基本計画や水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会等の提言を踏まえまして、集団生活ができる一定の規模の園児数を確保するとともに、特別な配慮を必要とする子どもへの支援も含め、本市幼稚園の課題に対応するとともに、保護者の求める教育・保育ニーズの変化を捉え、よりよい教育環境を提供するため、次の3つの方針により市立幼稚園の再編を進めるものいたします。

1として、子どもたちの集団保育による学びの観点や効率的な施設運営を考慮し、市立幼稚園の再編を図

る。

2といたしまして、幼稚園と保育所おのおのの機能を併せ持つ認定こども園への移行を図る。

3といたしまして、発達に何らかの不安があると思われる幼児への個別的な指導を行う体制の充実、強化を図るとのことでございます。

10ページをお開きください。

4の市立幼稚園再編の具体的方針についてでございますが、次の①から⑤の手法により段階的に推進してまいります。それぞれ個別に説明いたしますと、①といたしまして、幼保連携型認定こども園に移行する幼稚園は、施設が一体となっているなど幼稚園、保育所の連携が可能な幼稚園である内原幼稚園と稲荷第一幼稚園は、令和2年度から幼保連携型認定こども園に移行いたします。こちらにつきましては、令和元年12月の第4回市議会定例会において、認定こども園への移行の条例を制定しております。

②といたしまして、幼稚園型認定こども園に移行する幼稚園でございますが、施設の大きな改修は伴わず、認定こども園の要件の一つであります給食の提供が可能な幼稚園は、保育の必要の有無にかかわらず、3歳以上の園児を受け入れる幼稚園型認定こども園に移行いたします。対象園といたしまして、石川幼稚園が令和3年度から、浜田幼稚園、常磐幼稚園が令和4年度からといたします。給食につきましては、隣接している小学校からの提供を考えております。

11ページ、③といたしまして、3年保育に移行する幼稚園につきましては、3歳児の保育室が確保できませんが、給食の提供が困難な幼稚園は、3歳児を受け入れた3年保育といたします。対象園は、緑岡幼稚園と酒門幼稚園です。移行年度につきましては、令和4年度からを考えております。

④といたしまして、施設が廃止となる幼稚園につきましては、複式学級の継続が見込まれる幼稚園で、段階的に進めてまいります。来年度の園児がいない五軒幼稚園につきましては、本年度末をもって廃止と考えております。令和2年度の4歳児の園児が見込まれない飯富幼稚園、稲荷第二幼稚園につきましては、令和2年度に在籍している園児の卒園を待って、令和2年度末に廃止といたします。

複式学級が継続している幼稚園や、新たに複式学級となり、その後も複式学級の継続が見込まれる国田幼稚園、妻里幼稚園、梅が丘幼稚園、城東幼稚園、千波幼稚園は令和3年度の新規の募集は行わず、在園時の卒園を待って、令和3年度末に廃止といたします。

いずれの園も4歳児の入園申込みは一桁台で、今後も複式学級の継続が見込まれます。

12ページをお開きください。

⑤として、それ以外の幼稚園につきましては、園児数や保育所待機児童の推移を注視しながら、2年保育を継続いたします。特に、見川幼稚園につきましては、整備の計画がありましたが、園児数の推移を注視し、整備方針を再検討することといたします。

次に、職員の資質向上でございますが、認定こども園への移行や3年保育の実施に際して、職員の役割が極めて重要でありますことから、研修や幼稚園、保育所の枠を超えた研修を充実させ、職員の資質向上を図るとともに、管理体制の強化を図るために小学校長の兼任園長を解消し、幼稚園の専任園長化を検討してまいります。

(3)の廃止した施設の利活用につきましては、開放学級等の専用施設に転用するなど、地域の活性化や子

育て支援に資するよう有効活用を図ってまいります。

(4)通級指導教室の充実につきましては、現在の実情を踏まえまして、より専門的で乳幼児期から切れ目のない指導が行えるよう、市子ども発達支援センターとの連携強化を図りながら体制を強化し、内容、回数とも必要な指導が十分行えるよう、廃止した施設の有効活用を図るなど、教室の拡充を図ってまいります。

13ページの再編の概要及びスケジュールにつきましては、今申し上げた具体的なスケジュールについて一覧にまとめたものでございます。上から認定こども園に移行する幼稚園、3年保育に移行する幼稚園、廃止の予定の幼稚園、そして園児の推移を注視する幼稚園ということでございます。備考欄には個別の状況について記載をさせていただいております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

この件については、やはり令和2年度に小規模保育施設から卒園者が出るということの中で、待機児童をどうするのという話をこれまでずっとしてきたところであります。

その結果、こういうふうな予定になったということでございますけれども、現在、令和4年には7保育園が3年保育に切り替わって、認定こども園にこの3年保育の緑岡と酒門ですね、これもなるのかなというふうに期待はしているんですが、要は、小規模保育施設から卒園者をどのぐらいと見込んで、そして市の計画の中で幼稚園、保育園に空きがない状況はこれまでもあるわけですから、そうすると、そこには連携施設といってもなかなか収容が不可能ですよ。

したがって、幼稚園型認定こども園にして、そこで3歳児を受け入れようという流れだと思っているんですが、このときの定数と、今、認定こども園にしていこうとしているマッチングはおおむね大丈夫なんですか。

○鈴木委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

幼稚園型認定こども園にいたしまして、3歳児から保育の必要な児童を受け入れられるということでございますが、施設の規模といたしましては、ほとんどの幼稚園が70人規模ということになっております。4歳児35人、5歳児35人。ただ、充足率が35%ということで、それぞれ20人いかない園児数ということになっておりますので、その70人の枠の中で各年齢ごとの定員を下げまして、例えば3歳児の保育の必要なお子さんを十分に入れて、保育の必要でない方を順に入れるとか、そういった中のやりくりでやっていきたいと考えております。

小規模保育事業の卒園者、3歳児になる子どもが今年度は92人という見込みが出ております。今後は、公立の認定こども園につきましても小規模からの連携園の一つとして入れていただいて、対応したいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 92人というのは、小規模ができて初めての卒園者ということで、新たに認可されたところは

さらに増えるということだと思いますから、ぜひその辺についてはしっかりと数字を見ながら、2年後、3年後の数字を読むわけですから、読みながらこの施設の充実についてはしっかりと図りたいというふうに思います。

それから、園児の状況を見てこれから考えますよという4園につきましては、私はこの2年保育でやっていたんでは従来と同じですから、なんで市の保育園、幼稚園がだめなのと言ったら、やっぱり民間は3年保育やっているんだけど、市は2年保育園ですよ。したがって、今の働き方の状況、就労の状況からすれば、当然2年保育ではなかなか厳しいよという父兄が多い。そういった中で3年保育の選択肢が増えているんだろうと思うんですね。

ですから、その辺をしっかりと見据えながら、逆に言うと認定こども園にして、そして民間委託の方向性もやっぱり考えると、いろんな意味でその場所の問題、バランスいい場所に公立を残していくという問題と、それから前から言ってます病後児保育についての受皿づくりをしっかりとやっていくと、こういうふうな二面性を持って、この幼稚園、保育園の運営についてはしっかりとやっていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。

やっぱりね、幼稚園であってもなくなるのは、地元の方は恐らくショックだと思いますので、その施設がどうなっていくかということに多分今後は注目されてくると思います。今後考えていくという話だったと思うんですが、これはどのぐらいをめどに方向性を出していくんですかね。

○鈴木委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

施設の活用につきまして、今後ということで申し上げましたけれども、そんなに時間をかけていられないので、もう来年度にはすぐこちらの計画が進めば、関係各課と調整入りまして、来年度から、廃止した幼稚園の利活用については進めてまいりたいと考えています。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 はい、わかりました。

施設自体がこの幾つかの方向性の中のどこかになるかなというふうには思うんですけども、現状で見ると、ことば・こころの教室的なもののニーズが極めて高くなっているということですので、恐らくこれからもそこは見込まれると思います。そこを袴塚委員も先ほど言っていたけど、どういうふうにバランスよく配置していくかということと、あとそもそもこれ2つ通うことが前提なんですよ。今後の施設整備の意味で、もうそこに通えばいいという施設になるのか、それとも今までと同じように、考え方として基本的に幼稚園か保育園どこかに行つて、プラスアルファとしてそこをまた作るという考え方なのか、そこを教えてくださいんですけども。

○鈴木委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ことば・こころの教室につきまして、今、緑岡、浜田、

常磐の3園がございます。緑岡はこのまま続ける予定でございます。廃園した幼稚園につきまして、今度ことば・こころの教室を集約するような形で、1つの廃園した幼稚園に2クラスとかを作りまして、増やしていきたいと考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、これから作る、もちろん決定ではないと思うんでね、考え方としてですけども、作るといった方向、ことば・こころの教室は、そこに通えば基本的に通常の、今までと同じカリキュラムクラスそれが受けられるということで、2つ重なって行かなくていいというふうな考え方なんでしょうか。

〔「保育機能を持ったそういう施設になってるのかどうか」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

幼稚園または保育所に通っている方をまた別に通級指導教室として別な時間に見るということでございますので、今までと同じどこかの幼稚園なり保育所に通っている方が、また新しい通級指導教室に別に通うというようなことで、2つ行くような形になります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ほんとそのとおりで、そのときにまた議論をしたいと思うんですけども、親とすれば、1か所を通えれば何より有り難いんですけども、そこはやっぱり制度的な壁か何かがあるんですかね。普通に通って、普通にそこで受けられれば、その専用幼稚園ではないんですけども、すみ分けというんですか、この幼稚園はそういった方々に特化した幼稚園ですというのはできないんですか。

○鈴木委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問でございますが、通級指導教室につきましては、あくまでも補助的なものということで、一応幼稚園に通っている子、保育園に通っている子という前提の下で通っています。ただ、通級に通っている保護者さんもそうなんですけれども、幼稚園に通いながら、幼稚園での集団生活がなかなか難しい場合、通級のほうで集団生活に慣れるような指導をしていただきながら、また幼稚園のほうで集団生活するというような形で、そこだけを特化して通級指導教室にしてしまいますと、そこは幼稚園じゃなくて違う福祉の施設になってしまいますので、別々になっております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 なるほど、分かりました。

親の立場からすればね、恐らくここに通所へ行って、そこで受けられるほうが、選択肢としてはいろいろあってもいいのかなというふうに——何よりも恐らくこれから増えていくことが見込まれますので、既に増えているという現状が時代の潮流としてあるので、そこに対してどういうふうに対応していくかということにおいては、そういったものに特化した幼稚園があってもいいのかなと、制度上できるのであればですね、選択肢の一つとして。今みたいに通うものもあれば、特化したものもあるというふうなものがバランスとしてあったほうがいいのかなと思いますけれども、ぜひそこは踏まえておきたいということと、あとこれあくまでも、2つ通ったとしてもどちらも無料ということでよろしいんですね。

○鈴木委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 どちらも無料でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。

とにかく廃園になってしまうのは、これ時代の潮流でしょうがないので、それをどう活用していくかというところに関してはですね、ぜひそういった増えている幼児に対して対応をする施設として、ぜひ選択肢を広げてもらえるようお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 この再編というのは歓迎するところでございますけれども、今、木本委員さんのほうからもありましたけれども、廃園になるという予定がされてる園がありますね。これらについては、廃園に当たっては、これまでそれぞれ地元の方、あるいは関係者等にどんな形で説明をされていますか。

○鈴木委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

この計画をお示しするのは今回初めてでございますので、この後、地元のほうで説明を丁寧にやっていきたいと考えております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、これが説明されて、本日決定となるわけですか。これは議案じゃないですよね。そうすると、これが決定となって、これからそういう説明に入るということ。

○鈴木委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 田口委員の御質問にお答えいたします。

こちらの再編方針につきましては、庁内決定いたしまして、本日、委員皆様のところに御報告させていただきました。その後、今度は地元学校関係者とか私立幼稚園関係者とか保育所関係者、そういった方にも説明をしつつ地元のほうにも説明をしていくということでございます。

ただ、今入っている人、来年申し込んだ人につきましては、幼稚園卒園まできちんと卒園させるということでございます。今後の募集の関係がありますので、これから地元のほうには説明に入っていくような形になります。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 あと、表のスケジュールでは、認定こども園に移行するわけですが、これらについては、職員の体制とか移行するに当たっての支障は今のところないですか。職員の人数とかそれぞれ移行するに当たって、これからやらなければならないことは何かありますか。

○鈴木委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

職員の配置につきましては、認定こども園になりますとやはり3歳児を受け入れますので、職員が必要となります。また、保育する時間も長くなるので、職員の数も増えるような形になりますが、そういった園に

つきましては、廃園した職員を活用というか、分けまして、足りなくなったり、余ったりということがないようになっております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 3ページで聞きたいと思いますが、幼稚園児数が充足率が100ではないんですよ、これね。これはこれまで言われているミスマッチとかいろんな関係でこうなっているのか、私立幼稚園のほうでの職員体制とか何かの関係なのかなと、お聞かせ願えますか。

○鈴木委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

充足率は100まではいっていないんですが、ただ、公立幼稚園ですと、2年保育というのがネックになっておりまして、やはり3年保育の要望等はございます。また、私立幼稚園につきましては、園児バスがありますので、例えば国田、飯富方面も園児バスを回している私立幼稚園も何か所かございます。そういったところから私立のほうに流れてしまうというのは現状でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この充足率が私立のほうで100になっていない。これはどういう理由なのかなと。

あわせて、待機児童の令和2年度に向けての予想はどのくらいになっていきますか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

私立の幼稚園につきましても、やはり100にはなっておりません。ただ、認定こども園の保育の必要な部分については100以上になっているところもあります。3歳以上の保育が必要な方については、100%以上入れているところもあります。

待機児童につきましては、先週金曜日に4月の申込みの募集の締切りが終わりまして、二次審査ということで来月審査をする予定になっておりますので、まだ何人というのは申し上げられませんが、申込み者数は増えているのは事実でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 じゃ最後に、これまでも報告あったかもしれませんが、昨年の10月から3歳以上が無償化になったということで、水戸市の負担増というのはどのくらいでしたっけ。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

ちょっと手元に資料がないんですけども、令和元年度の当初予算の関係で、財政課からの資料ですと、6億8,000万円という数字をいただいております。無償化に対応した数字でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにごありますか。

土田委員。

○土田委員 私もちよっと勉強不足でうまく質問ができないんですけども、これでいきなり廃止が決まったということになると思うんですけども、例えば資料の5ページを見ますと、それぞれの小学校に入学したお子さんがどこの施設にいたかというので、廃止になると今日示されました城東小学校、寿小学校、飯富

小学校、千波小学校、各学校を見えます。例えば千波小学校だと29人ものお子さんが千波幼稚園から学校に上がっているとか、国田だと国田の幼稚園にいた子が7人学校に上がると。全体の17人のうちの7人とか。それなりにこの市立幼稚園に通って小学校へ上がっていくお子さんが結構な数がいて、たまたま今年いなかったからといって、次の年、また次の年もお子さんは生まれてきて、地元の市立幼稚園に入りたかったのになくなっちゃったというショックを受ける親御さんが多いのではないかと思うんですけども、それで今、田口委員の質問だと、地元への説明はこれからという話で、何ですかね、幼稚園を廃止することに対して地域の人の声とか市民の声とかそういうのを反映されるということはないんでしょうか、水戸市の場合。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

確かに5ページの表を見ますと、公立幼稚園から小学校に入って来るという子も多いんですけども、実際、来年度の入園申込み、4ページのほうにあるんですけども、例えば千波ですと来年度4歳に6人しか入って来ないというように極端に減ってしまって、これはやはり無償化の影響が表れているのかなということもございます。

そういったことをもちまして、本来ですともう少し早く再編方針を作らなければならなかったんですけども、やはり無償化の影響がどのぐらいあるかということもやっぱり見なくちゃならなかったものですからこの時期になってしまったんですけども、無償化の蓋を開けてみたら思ったよりも無償化でもう3歳から私立の幼稚園のほうに申し込んでしまう方も多くなりました。そういったこともありまして、今回、こういった再編方針ということで作成をさせていただいたところでございます。

地元につきましては、やはり丁寧な説明と、それと集団保育、集団生活ということで、やはりこの中にも園児数が少ないからよその園に転園したいという保護者もいました。そういったこともありますので、その辺のところは集団保育のことやら人数のことやら、そういったところを丁寧に保護者、地元のほうに説明をして、御理解をいただいてまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 それで、納得できたわけではないんですけども、たまたま昨日私も乳幼児を育てていらっしゃるお母さんと話をする機会があつて、やはり市立幼稚園に行かないのは2年だからだという、今、袴塚委員もおっしゃっていましたが、これを3年にすれば公立の人数はそもそもあつたんじゃないかという疑問を持ちました。やっぱり公的責任として、市が運営する施設の縮小ということで、なかなか賛同しにくい立場なんですけども、ちょっとまとまらないので今日はこれで。

○鈴木委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。条例改正が出ているんで、中に入った答弁はいいですけども、保健所の現在の

状況については、どういうふうな状況になるのか。

それから、今、新型コロナウイルスが非常に猛威を振るって、県内では発症はありませんけれども、ちょうど移行時期、4月1日頃に猛威を振るう可能性もなきにしもあらずと思っています。

本市は4月1日からもう中核市になって保健所が移行されるわけですよね。当然ながら、新聞、テレビでは、保健所の対応とかそういう記事が、もしくはそういうニュースが非常に多いわけですが、この辺についての具体的な対応は無理としてもね、準備してきてどのようにお考えをいただいているのか。それから、4月1日以降、もう準備万端、大丈夫だよという状況なのか。新型コロナの対策等についても含めてね、ちょっとお話をいただければ安心するのかなと、市民も。私も安心したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの袴塚委員さんからの御質問にお答えいたします。

保健所もいよいよ間もなく1か月というところで、準備体制といたしましては、人員につきましては定数の内示等をいただきまして、専門職員については県のほうの研修を終えてほとんどの職員が今引き上げてきて準備に当たっているというような状況でございます。

施設につきましても、大体、中の工事は終わっておりまして、本体となります保健センターの改修工事につきましても、今、検査をやっているというところで、最終的な引渡しを間もなく控えているというところでございます。

なお、動物愛護センターにつきましても、建物工事はもうほぼほぼ終わっておりまして、現在、外構の工事にかかっているということで、4月1日の開所に向けて、今のところ順調に進んでいるかなというふうには思っております。

実際に職員の体制につきましても、それぞれ新しく始まる部分が多いということで、これから細かい部分で水戸保健所さんとのやり取りを進めており、実際に向こうに行って書類の引継ぎですとか、事務の引継ぎですとか、あとこちらのほうのマニュアル作成ですとか細かい資料等の引継ぎ、またこちらのほうで実際に4月からもう既に始まります様式等について最終的な調整を行っているところでございます。

今、御質問にございました新型コロナウイルスの対応につきましても、実際のところ国の指針等に基づきまして動くという形になると思うんですが、現在、水戸保健所で進めている対応を連携しながら実際にどういう対応をやっているかという情報などをいただきながら、今後の4月1日に引き継ぐに当たっての相談対応の仕方とかそういったものについては、学んでいるというような状況でございます。全体の準備といたしましては、そのような形で進んでいるところでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

今お聞きしたところですね、順調に推移しているということですが、この新型コロナウイルス等については、やっぱり日本の初期の遅れ、これがやっぱり現在の蔓延状況——特に、船の中にはですね、本当に言葉は悪いですが、あの中で菌を増殖してしまったのではないかと、こういうようなことも言われている状況がございます。

したがって、水戸市保健所を作るということは、水戸市民の命、健康を守るという大義があるわけですから、国の基準がこうだからということではなくてね、あれほど船で日本からアメリカに帰った方がいたときに、トランプ大統領はそんなの聞いてないと激怒したということでもありますけれども、いち早く予算措置を講じて、その新型コロナの対策等を打っていると、こういうふうな現状もあるわけですね。

今、水戸市の中で、予防というか、検査体制はどのようになっているんでしょう。というのは、今回は発症しなくてもね、その辺うろろしている、私も保菌者かも分からない、実は。皆さん方の中にも保菌者がいるかも分からない。ただ、それが、発症すると発症しない人と重症化する人といると、こういうふうな状況の中で、発症しなくて保菌者の人がうろろろすることによって、あちらこちらに菌をばらまいていると言うと言葉は悪いですけども、そういう状況がある。

したがって、北海道のほうでは、市を挙げ、町を挙げて対応を取ったということもあるわけですけども、そこまで心配する必要があるのかという議論はあるかも分かりません。しかし、一度蔓延してしまったら取り返しがつかない状況にあるわけです。

ですから、やっぱり検査の体制というのは、現在、基幹医療を含めてね、どういうふうになっているのか御存じでしたらお話をいただきたい。そういう対応は全くありませんよということでしたらば、県民、市民は大変その危険にさらされながら生活をしているということになってしまうんですけども、この辺についてはお分かりでしょうか。

〔「そもそも問合せはないのかという話ですよ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 じゃね、まず、水戸市のほうに私はちょっと危ないかも分からないんだけど、検査はしていただけますかという問合せは、医療機関、病院を含めてありますか、ないんですか。

○鈴木委員長 小林保健センター長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市民の方からの御質問につきましては、そういったお問合せも中にはございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、そのときは、風邪だとか下痢だとかという症状で、現在たらい回しにされちゃって、実はその人が重症化しちゃってるという例もありますよね。水戸市のほうでそういう問合せがあったときに、どういう御説明をされて市民に納得をさせていただいていますか。

○鈴木委員長 小林保健センター長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

今、現状におきましては、疑いがあるかどうかというところの判断につきましては、保健所のほうで設置をしております帰国者・接触者相談センターのほうで御相談をいただいた上で保健所長が判断をするというような、今現在はそういった体制になっておりますので、そちらを御紹介しながら市民の方には御説明をしているような状況です。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の状況はね、保健所が水戸市にないから、そういう対応でも一応納得していただけるかも分

かりません。しかし、4月1日からはね、自らがその主体になるわけですから、ですからもうそろそろ1か月になるわけですから、そういう対応については、水戸のどういう機関と連携を深めて、どういうふうな準備体制をして、水戸市に移管されたときには万全にできるのかどうかというシミュレーション、シナリオ、機材、検査薬、そういったものの確保をどういうふうにしていくのか。今確保していなかったら、4月1日に、私ちょっと体調悪いんですけど、何とか診てもらえませんかといったときに、そういうものが決まっている、シミュレーションがある、そういうことがないとできないですね。ですから、ただ単に権限移譲されて、水戸市が中核市になってよかったねと、保健所もできたよ、これからますます便利になるよというだけでは、やっぱりまずいわけですよ。中身が伴わないと。その辺をしっかりね、やっぱりこれからの道筋としてきちんとやっていただきたい。

それから、もう一つ、先ほどちょっと私も触れてはまずいかなと思って触れなかったんですけども、動物愛護センターで殺処分ゼロを目指してということできたわけですが、いまだに宣言もなければ、今回の条例、規則の中にも入ってきていない。恐らくこれ今度の議会案件ではないので、改めて聞かせていただきますけれども、これらについての水戸の考え方、殺処分をするのか、しないのか。水戸市ではやらないけれども、ほかに出すよというのは、これ殺処分することですよ、要は。

当初中核市になったときに、市長が申し上げていたのは、飲食店の許認可が簡単に取れるようになるよ。お祭りのイベント、緩和できるよと。それから、犬、猫等については命を大切にしたいとこういうことをおっしゃっていたわけですね。その一翼として、今回の動物愛護センターができて、そこで本来殺処分される小動物について命を守ろうという流れの中で、予算をかけてあそこを改修したと。そのときにも15部屋ぐらいしかできなくて、本当にそれで大丈夫なんですかという話をしてきたわけですよ。

この辺については、4月を迎えるに当たって、現在、どのような状況で進んでおられるのか、進んでないよ、これから検討するんだよというんだったら早急にやっていただきたいという質問に変わるんだけど、その前段として、現在の状況はどのようになっておいでになるのか、この辺について、ちょっといいですか。

○鈴木委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現状といたしましては、12月に条例を出させていただきました、水戸市動物の愛護及び管理に関する条例ということで示させていただきました。その中で、特に独自の施策としましては、猫に関しての鑑札に代わるようなものを着けたりとか、飼い主に対して不妊、去勢についてできるだけやってもらうということで通知などを行いながら条例のほうについては制定してきたところでございます。

実際に今後の運営に当たりましては、現在、県の犬猫殺処分ゼロを目指す条例というのは、本市にも適用されているというところがございます。そういうところも含め、限りなくゼロを目指してというところまで準備は進めてきたというところがございます。

実際に施設に関しましては、現在、犬で15頭程度、猫で20頭程度の収容は可能ということで、県のほうでの現在の収容頭数というのも徐々に減ってきているというところもございますので、そういうところに鑑みながら、また譲渡についても積極的にいろいろなことに取り組んでいくということをしつつ、そのところを目指していくということで考えております。

また、民間の活力を活用して、譲渡しやすいような環境をつくるなど、そういうところで努めていき、実際に運営をしながら、そういう宣言ができるかどうかは、開所してからの運営の仕方次第であるかと思うんですけれども、限りなくゼロに近づけるようにいろいろな政策方面の努力を重ねて運営していきたいというところが現状でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 準備課長もね、大変苦しい胸のうちで、そうせざるを得ないというふうに思いますけれども、猫なんかについては野良猫も含めて地域猫という考え方もある。こういうふうな推進をしていって、命の大切さを市民の心の中に醸成していくというふうなことが今回の愛護の目的ではないかと思っているんですが、この中でね、やっぱり水戸市のこれから3月の予算をどう計上されるか分かりませんが、やっぱりその地域猫、それから地域犬、そういう言葉があるかどうか分かりませんが、そういう流れの中で地域でも命を大切にしてもらいたいということがあるとすればね、やっぱりそこには不妊手術があるわけですよ。ですから、やっぱり予算化をしながら2分の1補助をすとか、そして意識を高めていくとか、そういうことをしていかないと、地域猫はねずみ算式という言葉はあるけれども、猫算式と同じようにね、やっぱり1回に五、六匹は産むわけですよ。そうすると、それが一斉にその地域の中に広がっていくと。被害があるか、ないかは別にしてね、やっぱりその衛生環境、それから伝染病の予防、そういう意味にもつながっていくんだというふうに思いますので、その辺についてはしっかり検討しておやりになっていただきたいと意見だけ申し上げます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 すみません、ちょっとコロナ関連で聞きたいんですけれども、今、かなり皆さん市民が神経質になっていますので、いかにそれを落ち着かせるかって大事だと思うんですね。

恐らく、水戸市も問合せがありますよね。もちろん所管じゃないから保健所を案内すると思うんですけれども、これってどのぐらいあるんですか、こういったコロナ関係の件数というのは。

○鈴木委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 今現在では、約40件ぐらいであります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 例えば、40件、恐らく何かしら自分の体調が悪いのか、もしくは子どもがそういった似たような症状があるのか、いろいろあると思うんで、分からないと思うんですね。ただ、実際、そこから保健所を回して検査した人っているんですか。

○鈴木委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

検査に回ったかどうかというようなところにつきましては、市のほうには特に情報提供というものはない状況でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 先ほど、所長が言ったように、保健所長の判断というんですか、渡航履歴があるとか多分一定の重症化があるとかいろいろだと思うんですけれども、ただ恐らくその方って結構ナーバスになって電話を

かけて、向こうに渡ったら、恐らく検査できませんとなるわけですね。多分、そこからこの人はいろいろ騒ぎ始めるんですよ。議員に言ったりだとか、ふざけるなどネットに書き込んだりとか。今、この状態になってるんです、世の中は。

ここをどうそちらで止めていただくかというところが、恐らくこれからの保健所運営で非常に重要になるんじゃないかと思ってまして、これもうテレビとかでも説明されてますけれども、もうある程度説明していったほうがいいと思うんですよ。いわゆる、俗に言うたらい回しじゃないかという話になって、結局やらないんじゃないかという話になってくると、何て言うんですね、もうちょっと手前で火が消せるんじゃないかと思しますので、できる、できないという判断は所長によるけれども、今はこういった状況ですということはやっぱり水際じゃないですけどもね、そちらに問合せがあったりしてなるべくさばいていくということが今現時点では必要で……

〔「検査薬が足りないの」「足りてない」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 足りてないんじゃないかと、そもそも基準としてやらないんでしょ、これ。何か私もテレビ的な情報でしかないけど。やらないものはやらないと言っていったほうがですね、その方が怒るかもしれないですけども、向こうに怒りをバトンタッチするのか、こっち側で抑えるのかというそういう話なんですけれども、そこら辺をしっかりと説明をしていったほうがこれからもしも4月以降移ったときにですね、まさにそれをもろに食らうわけですから、皆さん方が。やっぱそこら辺はもう今のうちに体制をですね、その電話対応ないし何かでつけとくというのが、恐らく今、袴塚委員が言った質問なんじゃないかと思うんですよ。そこはしっかりとですね、数か月後には自分がそれを食らうわけですから、ぜひ今のうちに対応力をつけていただければと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません。17番目の中身じゃなく、ちょっと分からなかったので聞きたいんですけども、水戸市婦人保護施設基準に関する条例が今度出されますけれども、今までは婦人保護施設は県がやっていたわけでしたけれども、中核市になるに当たって、水戸市で新たに設置するという事なんですか。

〔「それは条例の中に入ったらダメだね」と呼ぶ者あり〕

○土田委員 違う違う、基準、水戸市につくるから基準が……

〔発言する者あり〕

○土田委員 違う違う、する予定があるのかどうか。

〔発言する者あり〕

○土田委員 違う違う、保健所だったら県から移行するだけじゃないですか。今、婦人保護施設というのを県がやっているのを水戸市が受け取るのか。

〔発言する者あり〕

○土田委員 じゃ、今、水戸市にはないんですか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問でございますが、現在、水戸市で婦人保護施設は有してございません。基準条例に関しましては、設置者が設置する際の設備、運営の基準を定める条例ということで、この条例そのものは県から降りて来るという趣旨でございます。

〔発言する者あり〕

○土田委員 水戸にはないけど……

〔発言する者あり〕

○土田委員 相談所は降りてこないんですか。それは分からない。

〔発言する者あり〕

○土田委員 設置するかどうかはこの後。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時47分 散会